

家族間の名義及び所有者の変更手続きについて

使用者が亡くなった場合等で、名義を変更するときは、給水開始届を提出して頂く必要がございます。水道部の窓口でお手続きください。

※ 遠方など、窓口へ来られない場合は郵送でも受付いたしますが、その場合は必ず水道部まで事前に連絡をお願いいたします。

給水開始届の記入要領

【新使用者本人が届け出される場合】

- 記入日
- 使用者（請求先）
 - ・ 住所（郵便物が届く住所）
 - ・ 給水場所（水道を使用される住所）
 - ・ 氏名（フリガナ）
 - ・ 連絡先（日中に連絡がとれる電話番号）
- 給水開始日（開栓希望日、土日祝日を除く）
- 用途（該当するものを○で囲む）（注）用途の最終判断は水道部でいたします。
- 届出人欄の□使用者と同じに✓を記入

【代理の方が届け出される場合】

- 届出人欄の住所・氏名・連絡先を記入

水道料金の請求及びお支払いについて

水道料金の請求は通常、検針月の翌月になります。

新規で給水を開始された場合、最初の検針から1か月程経ってから初めて納付書が届くことになります。

尚、料金のお支払いには、口座振替が便利です。金融機関の窓口へ引き落とし口座の通帳・お届け印及びお客様番号がわかるもの（使用水量のお知らせ等）をご持参の上、お申込みください。

詳しくは、水道部までお問い合わせ願います。

※窓口での手続きの際は運転免許証等により申請者の本人確認をさせていただきます。

また、郵送での手続きの場合は申請者の運転免許証等のコピーを合わせて送付してください。

〒642-8501

和歌山県海南市日方1289番地26

海南市水道部

営業時間 平日8:30～17:15

TEL (073)483-8750

FAX (073)483-8752

記入例(家族間の所有者・名義変更)

〇〇年〇〇月〇〇日

給水開始届

この度水道の給水を開始し、()に添付の書に同意の上、届出いたします。

変更する内容に

海南省水道事業管理
海南省長 様

<input checked="" type="checkbox"/> 家族間の使用者変更	お客様番号	水栓番号
<input checked="" type="checkbox"/> 家族間の所有者変更		

使用者 (請求先)	住所(送付先)	※郵便物が届く住所	
	給水場所	海南省	※水道を使用する住所
	フリガナ	スイドウ	タロウ
	氏名	※新使用者の方の名前	
	連絡先	()	※日中に連絡がとれる電話番号
給水開始日		〇〇年〇〇月〇〇日	

用途 家事用 業務用 官公署会社等用 特設給水用 その他()

水道メーター保管証書

次の水道メーターを保管いたします。

指針確認分

口径	mm	番号	指針	m ³	検満年月	年	月
----	----	----	----	----------------	------	---	---

誓約書

海南省水道事業給水条例が契約の内容となることに合意し、同条例第15条に基づき、給水開始の申込みをいたします。
また、給水開始後、()に申立てはいたしません。

給水装置の所有者を家族間で変更する場合に記入。新使用者と同じ場合は、

給水装置の所有者	住	
	フリガナ	
	氏名	
	連絡先	
<input type="checkbox"/> 使用者と同じ		

本人ではなく代理の方が届け出の場合は右欄を記入。新使用者と同じ場合は、

届出人	住	
	フリガナ	
	氏名	
	連絡先	()
<input type="checkbox"/> 使用者と同じ		
		使用者との関係

備考 前使用者(水道一郎)より名義変更

↑※前使用者の名前を記入